

# 被扶養者現況書 (令和 年 月 日現在)

対象者1名につき1枚ご記入ください。(記入漏れのないようお願いいたします)

## 【被保険者について】

記号		番号		氏名		標準報酬月額	千円
----	--	----	--	----	--	--------	----

## 【今回申請する認定対象者について】 該当する項目には をしてください。

氏名		続柄		年齢	歳	被保険者との世帯	同居・別居
----	--	----	--	----	---	----------	-------

申請時点で加入している(していた)健康保険の種類

1. 健康保険組合	2. 協会けんぽ	3. 共済組合	4. 国民健康保険	5. その他( )
保険者の名称 ( )		記号	番号	

扶養する理由(詳しく記入してください)

雇用保険受給状況について(退職による扶養申請の場合、必ず記入してください)

就職期間	平成・令和 年 月 日 ~ 平成・令和 年 月 日	
受給資格	有	ア.申請中又は申請予定( 年 月 ) イ.受給終了( 年 月 終了) ウ.受給期間延長中又は延長予定( 年 月 ) エ.受給資格はあるが受給しない(理由 )
	無	受給資格が無い理由( )

## 【認定対象者の収入について】

収入について	有 ・ 無	(収入が有る場合は ・ についてご回答ください)
--------	-------	--------------------------

年金以外の収入

金額	月額	円	交通費等含む総収入を記入してください
種類	1.パート・アルバイト 2.自営業(農業等) 3.傷病手当金・出産手当金・労災給付金 4.不動産の賃貸等 5.利子・配当 6.雑所得 7.その他( )		

年金・基金等の収入(60歳以上の方で年金収入がない場合は理由を確認させていただきます)

金額	月額	円(年額)
種類	1.老齢基礎 2.老齢厚生 3.退職共済 4.年金基金 5.遺族基礎 6.遺族厚生 7.遺族共済 8.障害基礎 9.障害厚生 10.障害共済	
受給なし	理由	

## 【認定対象者が被保険者と別居している場合について】

別居理由(別居先に同居している方がいる場合はその方とのご関係も記入してください)

被保険者からの仕送り(仕送りが手渡し等、金額が特定できない場合の生計維持関係は認められません)

金額	毎月	円
方法	1.銀行振込 2.現金書留 3.その他( )	

被保険者以外に生計を負担している家族

有 ・ 無
-------

受付印

有の場合	続柄( ) 生計負担月額( ) その家族が扶養できない理由 ( )
------	---

添付書類については、裏面をご参照ください。

## 被扶養者の認定基準

被扶養者として認定できるのは、被保険者の3親等内の親族で、主として被保険者の収入によって生計を維持している75歳未満の方が対象となります。また、対象者には生計維持のみが条件の親族と、生計維持の他に同居していることが条件となる親族がいますのでご注意ください。

生計維持のみが条件...配偶者(内縁関係を含む)、子(養子)、父母、祖父母、曾祖父母、兄弟姉妹、孫同居が条件...義父母、おじおば、甥姪等

## 被扶養者の収入

### (同居の場合)

認定対象者の収入が130万円未満(60歳以上の方又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満)であって、かつ被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

### (別居の場合)

認定対象者の収入が130万円未満(60歳以上の方又は厚生年金保険法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は180万円未満)であって、かつ被保険者からの援助額(送金額)より収入が少額であること。

収入とは税金等を控除される前の金額をいい、被扶養者に該当する時点及び認定された日以降の年間の見込み収入のことをいいます。

## 被扶養者異動届に下記1、2、3の中から該当する全ての書類を添付し提出してください。

例)同居する年金受給者のみの父母を扶養する場合の添付書類

- ・直近の年金振込通知書(現在の収入確認)
- ・非課税「課税」証明書(年金以外の収入確認)

### 1. 認定理由に関する添付書類

被保険者と婚姻の場合	「婚姻受理証明書」若しくは婚姻日の確認できる「戸籍謄本」
退職の場合	「資格喪失証明書」「退職証明書」「離職票(写)」等で退職日が確認できるもの
失業給付の受給終了に伴う場合	雇用保険受給資格者証に支給終了の印字があるもの(写)
傷病手当金、出産手当金、労災給付金等の受給終了に伴う場合	支給終了のわかる書類(写)
廃業の場合	廃業届(写)
その他	状況に応じた書類が必要です

### 2. 収入に関する添付書類

無職の場合	「非課税(課税)証明書」 ただし、以前就業したことがあり、過去の給与収入が記載されている場合は退職日が確認できるものを提出していただいております
パート、アルバイト等の収入がある場合	直近の給与明細3ヶ月分(写)
年金を受給している場合	直近の「年金振込通知書(写)」、直近の「年金額改定通知書(写)」等
雇用契約変更等による収入減の場合	雇用契約書(写)等の1ヶ月の給与が計算できる内容のもの(交通費を含む)
雇用保険失業給付を受給している場合	「雇用保険受給資格者証」の基本日額の記載があるもの(写) 基本日額が60歳未満の方は3,612円未満、60歳以上又は障害者の方は5,000円未満であること
傷病手当金、出産手当金、労災給付金等の給付金を受給している場合	支給日額が60歳未満の方は3,612円未満、60歳以上又は障害者の方は5,000円未満であることがわかるもの(写)
自営業	直近の「確定申告書(写)」「損益明細書含む」 自営業の収入は、その事業のための直接的経費(その費用なしに事業が成り立たない経費)を差し引いた残りの額が収入となります。減価償却費、租税公課、広告宣伝費、接待交際費、福利厚生費等は直接的経費には含まれません。
不動産収入・各種配当金	直近の「確定申告書(写)」「損益明細書含む」
その他	状況に応じた書類が必要です

### 3. その他

高校生以上の学生の場合	・「学生証(写)」「在学証明書」「非課税(課税)証明書」は省略 ただし、夜間や通信制の学生の場合は、2.の収入に関する添付書類が必要です 中学生以下の場合、添付書類は省略
別居の場合	・仕送り額が確認できるもの直近3ヶ月分(写) 仕送りが手渡し等、金額が特定できない場合の生計維持関係は認めていません ・認定対象者の「住民票」(世帯全員の記載があり、続柄を省略しないもの)
子供を扶養にする場合	収入の多い方が扶養とするため、配偶者の収入に関する証明が必要です(被保険者の標準報酬月額220千円以下)。ただし、配偶者が被扶養者となっている場合は不要です。
被保険者と認定対象者の姓が違う場合	「戸籍謄本」

【注意事項】1.必要に応じて、上記以外の書類を求める場合があります。

- 2.マイナンバーの記載がある場合、市町村との情報連携により原則「非課税(課税)証明書」は不要ですが、情報を取得できなかった場合は「非課税(課税)証明書」を求めることになりますので、あらかじめご了承ください。
- 3.添付書類が不足している場合、一旦返戻させていただくことがあります。
- 4.事実と相違していることが判明した場合には、認定時に遡って被扶養者の資格を取り消します。

～ 不明な点は適用課までお問い合わせください ～

酒フーズ健康保険組合  
適用課 TEL 03-3552-4004